

測定器貸出事業規程

(事業内容)

第1条

一般社団法人千葉県診療放射線技師会（以下本会とする）が所有する放射線測定器（漏えい線量測定器、骨密度測定器）を、本会正会員（以下会員）に貸出す事業とする。

(事業目的)

第2条

漏えい線量測定器の貸出については、会員自らが勤務する施設において、電離放射線使用管理区域の漏えい線量測定を行い、管理することを目的とする。

骨密度測定器の貸出については、会員自らが勤務する施設が主催する当該イベント会場において、骨密度測定装置を用いて骨密度測定を行い、管理することを目的とする。

(貸出対象者及び取扱担当者)

第3条

本会および日本診療放射線技師会会費の滞納がない会員で、且つ本会が行う所定の研修会を受講した者、または測定機器取扱い・説明修了者の指導を受け担当常務理事が認めた者とする。

但し、いかなる場合においても又貸しを認めない。

(本会所有装置)

第4条

1, 本会が所有する装置は別表1にて管理する。

2, 別表1には下記の記録を必要とする。

機器の名称 型番・製造番号 販売会社名及び連絡先
購入年月日 修理記録 線量校正記録等

(骨密度測定器の関係団体への貸出)

第5条

1, 本会が所有する骨密度測定器を、本会運営委員会で認めた関係団体に対し貸出す際、下記必要書類にて審議する。

必要書類

- ・関係団体が主催する当該イベントに関する共催または後援依頼書（関係団体の書式可）
- ・当該イベントの内容が判る書類（企画書 ポスターなど）
- ・骨密度測定器貸出申込書

2, 貸出し担当者および取扱担当者は本規程に準じ、関係団体の者のみで取扱うことは認めない。

3, 測定器1台に対し取扱担当者2人（測定者・結果説明者各1人）を基本とし、当該イベントの内容により取扱担当者の人員を増減する。

4, 取扱担当者の報酬は別に定める会計規程に従う。

(貸出基本料金・貸出し期間)

第6条

- 1, 漏えい線量測定器の貸出については、基本料金 20,000 円とする。
骨密度測定器の貸出については、基本料金は無料とする。
- 2, 測定前日・測定日・測定翌日の3日間を基本貸出し期間とする。
- 3, 漏えい線量測定器の貸出基本料金には下記の測定機器（基本構成）および貸出備品の事故補償を含む。
電離箱：2 GM 計数管：2 水ファントム：1 計測メジャー：1
温・湿度計・気圧計：1 トランシーバー：2 報告書様式基本データ（初回時のみ）
- 4, 貸出期間の延長・測定器の追加・測定要員の派遣等を希望する場合は、事前調整により本会の事業に支障のない範囲で考慮する。

(測定器の受渡し)

第7条

- 1, 測定器の受渡しは本会事務所にておこなう事を基本とする（要事前打合せ）。
- 2, 遠方等の理由により事務所への来所が難しい場合のみ相談に応じる。
但しいかなる場合においても郵送での受渡しは行わない。

(測定の実施・記録)

第8条

- 1, 測定および記録については会員自らの責務にて実施すること。
- 2, 記録については初回時のみ報告書様式基本データを提供する。（漏えい線量測定）

(測定器の管理)

第9条

貸出し測定器のメンテナンスおよび校正は本会が行う。

(測定器の破損)

第10条

貸出後の測定器および付属備品の故障・破損については、本会にて契約した保険会社との取り決めに
より対応し、故意によるもの以外は修理負担金を請求しない。

(規程の改廃)

第11条

本規程の制定または改廃については理事会の承認を要するものとする。

平成 30 年 4 月 1 日施行